
今月のテーマ **義援金等に関する税務**

東日本大震災にて被災された方におきましては、心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。今月は被災された方を支援するために義援金や寄附金を支払った場合の税務上の取扱いはお記のとおりとなります。

1. 義援金等を寄附した場合の取り扱い

(1) 対象となる寄附金

個人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば、寄附金控除の対象となります。また、法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金(国等に対する寄附金)」、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。

個人	法人	対象となる寄附金
特定寄附金	国等に対する寄附金	<ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等 ・日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの ・社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等 ・募金団体を經由する国等に対する寄附金(寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの)
	指定寄附金	社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO 活動支援のための募金」(平 23.3.15 財務省告示第 84 号)として直接寄附した義援金等

※ 寄附金控除(個人)・・・特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されます。

$$\boxed{\text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額} - 2,000 \text{円} = \text{寄附金控除額}}$$

ただし、特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度となります。

(2) 義援金等を寄附した者が、寄附金控除(個人)又は損金算入(法人)の適用を受けるための手続き

個人	確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類(例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など)を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。
法人	確定申告書の別表 14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

※ 日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」への寄附を郵便振替で行った場合には、郵便窓口で受け取る半券(受領証)をもって寄附したことを証する書類として差し支えありません。

2. その他の義援金等の取り扱い

義援金等	適用要件	法人税法上の取り扱い
従業員等に支給する災害見舞金	災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給 また、自己の従業員等と同等にある専属下請先の従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給	福利厚生費として損金の額に算入
所属する構成員の災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金	同業団体の構成員相互の扶助等を目的として実施	支出する事業年度の損金の額に算入
取引先に対する災害見舞金等	被災前の取引関係の維持・回復を目的として被災取引先の復旧過程の期間に支出	交際費等に該当せずに損金の額に算入
取引先等に対する売掛金等の免除等	災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として、売掛金・貸付金等を免除	寄附金又は交際費等に該当せずに損金の額に算入
取引先に対する低利又は無利息による融資	災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として、低利又は無利息による融資を行う	通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金等に該当しない
自社製品の被災者に対する提供	不特定または多数の被災者を救援するために緊急に行う場合	広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入